

規制シート

(別紙1)

200197001370001

平成27年7月23日

規制の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	所管府省	環境省
<p>根拠法令等</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 ・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号・環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p>	<p>担当局課等及び作成責任者の役職・氏名</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長 角倉 一郎</p>
<p>規制目的</p>	<p>廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。</p>		
<p>規制内容の概要</p>	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされており(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)、個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては、都道府県等が行うこととなっている。 したがって、上記判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになる。</p>	<p>関連する予算</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>・廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要がある。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切である。</p> <p>・なお、都道府県等のバイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に資するため、平成25年3月27日に事例集を作成したところであり、その内容をより充実したものすべく、今後とも継続的な見直しを行い、周知していく予定。また、複数の都道府県・政令市が関係する事案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に備え、環境省に全国相談窓口を設置し、事業者のご相談を承っているところ。</p> <p>・以上の取組等を通じ、廃棄物のバイオマス発電燃料としての利用を支援するよう努める。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

1001

200197001370001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」(平成25年6月28日付け 環廃対発第1306281号・環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>「行政処分の指針について(通知)」及び「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」は、廃棄物処理法第2条第1項の「廃棄物」の判断要素に係る解釈を示したものであるため。</p>